

中央公民館・多世代交流学習館 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

使用される施設に応じて、下記項目をご確認いただき、十分な感染症対策をとってご使用ください。

- 【1】中央公民館・多世代交流学習館「共通事項」
- 【2】施設を使用して開催するイベントに関する事項
- 【3】使用許可の取消に関する事項
- 【4】施設の人数制限（別紙1）
- 【5】使用者名簿（別紙2）
- 【6】中央公民館音楽室 注意事項（別紙3）
- 【7】田園ホール・エローラ 注意事項（別紙4）
- 【8】イベントスタッフ名簿（別紙5）

【1】中央公民館・多世代交流学習館「共通事項」

（1）一般的事項

- ① 体調がすぐれない場合（発熱等）は、当施設の利用をご遠慮ください。また、そのような症状が見受けられた場合には、退館をお願いします。
- ② 来館時に検温し、37.5℃以上の熱がある（又は平熱より1℃以上高い）方の来館はお控えください。
- ③ マスクの着用を徹底してください。
※マスク等の着用が困難な状態にある方は、お申し出ください。
- ④ 手洗いの徹底や手指消毒液の使用をお願いします。
- ⑤ 許可を得ていない飲食は、当面の間禁止とします。（水分補給は除く。）
- ⑥ 施設の人数制限は、別紙1「施設の人数制限」をご参照ください。
- ⑦ 公的機関に氏名及び緊急連絡先の提供依頼があった場合のため名簿作成の準備をお願いします。
その際、公的機関へ提供される場合があることを事前に周知し、個人情報を適切に取り扱いし利用日（イベント）当日から1か月間保管してください。
※別紙2「使用者名簿」を参考
利用日（イベント）当日に来場者情報を把握する場合は、記入用紙等を事前配布し、参加者に依頼するなど、当日の受付に密が生じないように計画してください。

（2）活動中の留意点

- ⑨ 換気については、換気扇の使用又は1時間を目安に2回以上、かつ1回に5分以上館内に音漏れが少ないよう配慮し窓や扉を2か所以上開放してください。（音楽ホール、音楽室を除く。）
なお、中央公民館では、二酸化炭素モニターを貸出しています。
※数に限りがありますのでご了承ください。
- ⑩ 人と人との間隔は、最低1m（できるだけ2mを目安に）離れて活動してください。

- ⑪ 「大声は出さない」「近距離の会話は避ける」「会話は短くする」ことが重要です。また、「呼吸が激しくなる運動」は特に注意が必要です。

(3) 使用後・その他の留意点

- ⑫ 使用時に出たゴミはお持ち帰りください。
- ⑬ 清掃用消毒液を準備していますので、施設使用後は使用者の皆様が机・イス・スイッチ類、手すり等、触れた場所の消毒をお願いします。
- ⑭ 新型コロナウイルス接触登録確認アプリ（厚生労働省の COCOA 等）の利用について、参加者に周知してください。

【2】施設を使用して開催するイベントに関する事項

- (1) ホールや音楽室の使用については、別紙3「中央公民館音楽室 注意事項」、別紙4「田園ホール・エローラ 注意事項」を参考してください。

(2) 感染防止対策チェックリストの公開

- ① 埼玉県のホームページで「イベント開催時における必要な感染防止策」を確認し、「チェックリスト」を作成してください。「チェックリスト」は主催者ホームページ等で公開し、イベント終了日から1年間保管してください。
- ② イベント開催にあたり問題（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）が発生した場合は、直ちに「イベント結果フォーム」を埼玉県に提出してください。

提出先メールアドレス/a3115-11@pref.saitama.lg.jp

※詳細は以下のホームページでご確認ください。

▶ イベントの開催制限（埼玉県）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/anzenkeikaku.html>

▶ イベント開催時のチェックリスト（埼玉県）

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/208135/yoshiki3_checklist_20220715.xlsx

▶ イベント結果報告フォーム（埼玉県）

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/208135/yoshiki2_kekkan.xlsx

▶ 業種別ガイドライン（内閣官房）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【3】使用許可の取消に関する事項

以下の場合、使用許可を取り消す場合があります。また、使用許可取消によって生じた損害（例：チラシ製作費）等は補償いたしません。詳細は、お申込みや打合せの際に、あらかじめご確認ください。

- 1 新型コロナウイルスワクチン集団接種会場を設置した場合。
- 2 開催日時点の各種方針により施設の使用制限(時間制限・閉館等)が設けられた場合。
- 3 開催日時点の各種方針・ガイドライン等に照らし合わせて「開催不可」と判断した場合。
- 4 改修工事等のため、施設の使用を中止する場合。